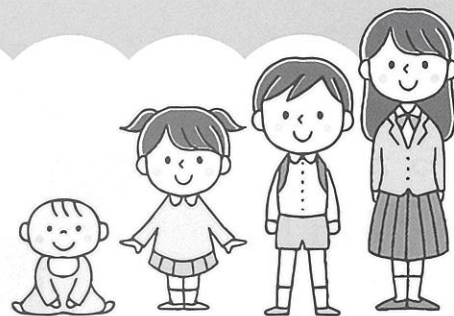


子ども医療の 各種手続きについて



医療証を申請するとき

0歳～中学3年生

下記のものを持って窓口へ申請してください。【郵送可】
申請しないと、医療証は交付されません。

- 健康保険証（お子様の名前が記載されているもの）
- 印鑑

生計維持者分

3歳以上のお子様の保護者で、令和3年1月2日以降に転入された生計維持者の方は下記のいずれかが必要となります。

- マイナンバーが分かるもの
- 所得証明（源泉徴収票など）

※マイナンバーの利用をされる場合には小郡市が転入前の自治体に所得の照会を行うため、所得証明書の提出が不要となります。



資格喪失の届出が 必要なとき

以下に該当する場合は、医療証が使えなくなるので、届出が必要です。

- 市外へ転出するとき
- 医療費の措置される施設に入所したとき
- 死亡したとき
- 生活保護をうけるとき
- ひとり親家庭等医療を受給するとき（小学生以上）



その他届出が 必要なとき

- 市内転居したとき
- 加入する健康保険に変更があったとき
- 氏名が変わったとき
- 交通事故（第三者行為）にあったとき
- 重度障がい者医療を受給するとき



助成を利用するとき

0歳～中学3年生の入通院

福岡 県内

「子ども医療証」と「健康保険証」を病院・薬局等で提示することにより、自己負担額を一部助成します。

県外 その他

- 福岡県外の病院・薬局等での診療等治療用装具を作成した場合
- 中学生が入院した場合（令和3年3月診療分まで）
- 他公費医療の適用がある場合



一旦自己負担いただき、後日払い戻しの申請をしてください。
支払日の翌日から5年経過すると、請求できなくなります。

申請に必要なもの

- 健康保険証 ●限度額認定証（受診者分）
- 印鑑 ●領収書（領収印があり、診療点数が確認できるもの） ●通帳 ●支給決定通知書（※付加給付金、医療費等の支給があった場合）

高額療養費等に該当する場合

ご加入の健康保険から「高額療養費」や「付加給付」が支払われる場合があります。

支給があった場合は、決定通知書等を添付ください！



医療証を なくしたとき

医療証を紛失・破損・汚損した場合には再交付ができます。健康保険証（お子様分）を持参して、お手続きください。

問い合わせ
・申請先

小郡市役所 子ども育成課 医療・手当係 北別館1階
〒838-0198 小郡市小郡255番地1 TEL 0942-72-2111（内線672）